



栃木県公報

平成27年
7月10日(金)
号外
第51号

目次

規 則

○栃木県財務規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第三十九号

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年七月十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県財務規則の一部を改正する規則

栃木県財務規則（平成七年栃木県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二 公所の長の特定委任事項の部県土整備部関係公所の長の款第一項第三号中「未満」の次に「（道路、河川、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設（以下この号及び第5号において「道路等」という。）の維持管理業務（2以上の道路等の維持管理を一括して行うものに限る。同号において同じ。）に係るものを除く。）」を加え、同項の次に「同」を加える。

(5) 道路等の維持管理業務の委託料に係る予算の執行及び変更に係る予算の執行（1件の金額が100万円以上のものの検査を除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(各記号各記号管理課)